

議案第68号

職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正について

職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和26年大口村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「3年の」を「3年を超えない」に改め、同条第3項中「あつても」を「あつても」に、「但し」を「ただし」に、「至つた」を「至った」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、<u>3年を超えない範囲内</u>において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は前2項の規定による休職の期間が経過したとき、若しくは第1項の規定による休職の期間中であつてもその事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。<u>ただし、法第16条第2号の規定に該当するに至ったときはこの限りでない。</u></p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、<u>3年の範囲内</u>において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は前2項の規定による休職の期間が経過したとき、若しくは第1項の規定による休職の期間中であつてもその事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。<u>但し、法第16条第2号の規定に該当するに至ったときはこの限りでない。</u></p>